

建設会社の『災害時の事業継続力』を認定します ～四国建設業BCP等審査会の開催～

令和3年度第1回四国建設業BCP等審査会を下記日程で開催します。

○日時：令和3年9月21日（火） 13：30～15：30

○場所：高松サンポート合同庁舎 北館13F 災害対策室
（高松市サンポート3番33号）

○議事：①審査過程および審査結果報告

②認定の可否を審議

③その他

●今回は新型コロナウイルス感染防止対策のため、WEB方式により実施します。

今回の審査会は、令和3年5月に申込みのあった建設会社を対象に実施した書類審査と面接審査の結果を基に審議を行い、認定の可否等を決定します。

■四国建設業BCP等審査会の概要

四国の社会資本整備を担当する国、県の防災に係わる関係者及び四国の有識者が連携・協力し、建設関連会社が策定する事業継続計画等について、災害時の事業継続力の認定に関する事項を審議するため、平成21年に四国建設業BCP等審査会を設立しています。

■四国建設業BCP等審査会の規約

下記アドレスに掲載していますので、ご覧下さい。

<http://www.skr.mlit.go.jp/bosai/bcp/index.html>

- ・本審査会に関しての対面での取材は控えさせていただきます。
- ・審議の結果、認定された会社の一覧表は、会議終了後、四国地方整備局ホームページにて公表します。（下記アドレス参照）

<http://www.skr.mlit.go.jp/bosai/bcp/index.html>

この施策は、四国圏広域地方計画「No1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」及び「四国地震防災基本戦略」の取り組みに該当します。

【問い合わせ先】

四国建設業BCP等審査会（事務局：国土交通省 四国地方整備局 防災室）

防災管理官 井手 徳近（内線 2123）

○防災室長 梶田 雄樹（内線 2151）

TEL（087）811－8310（直通）（○：主な問い合わせ先）